

下水道事業の新規事業採択時評価に当たっての客観評価手法

第1 目的

「下水道事業の新規事業採択時評価に当たっての客観評価手法」は、「下水道事業の新規事業採択時評価実施要領細目」に基づき、評価を行う際に整理すべき指標、新規に事業採択を決定する際の判断基準等について定めることにより、全国的な評価水準の統一、評価に当たっての効率性の確保並びに透明性及び客観性の向上を図ることを目的とする。

第2 公共下水道（下水道法第2条第3号）

公共下水道事業、特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業に係る客観評価手法は以下の通りとする。

1 採択の前提となる指標

新規に事業採択を行うために満足することが必須の指標は以下の通りとする。当該指標のいずれも満足しない事業については新規事業採択を行わない。

(1) 他の污水处理施設との役割分担

(イ) 他の污水处理施設との調整状況

都道府県構想に基づき他の污水处理施設との調整を了している。

(2) 費用効果分析において効用有

(イ) 費用効果分析結果

「下水道事業における費用効果分析マニュアル（案）（社）日本下水道協会」（以下「費用効果分析マニュアル（案）」という）に基づき評価した結果が1を上回っている。

2 優先採択指標

優先度の高い事業採択箇所を判定するための指標。複数の該当指標があれば優先的に新規に事業採択する。

(1) 効果の早期発現

イ又はロのいずれかに該当する事業。

(イ) 流域下水道の関連事業

既に事業採択されている流域下水道に関連する事業である。

(ロ) 迅速な供用開始の可否等

以下の要件を全て満たしている。

- ・ 地方議会から事業実施に対する理解を得ていること。

- ・処理場及びポンプ場用地の取得について十分な見通しをもっていること。
- ・新規に事業採択後流域関連又は公共関連事業については3年以内に、単独事業については5年以内に一部の区域において供用開始が見込まれること。
- ・地元住民に対する事前説明が十分になされており、供用開始後順調に接続が進む十分な見通しをもっていること。

(2) 費用効果分析において効用有

(イ) 費用効果分析結果

費用効果分析マニュアル（案）に基づき評価した結果が2を上回っている。

(3) 汚水処理施設の普及格差の是正

(イ) 汚水処理人口普及率

当該市町村内の汚水処理人口普及率が30%以下である。

(4) 浸水の防除

(イ) 近年における床上浸水被害の有無（雨水排水計画を有する事業のみ）

計画区域内において、過去10年間に床上浸水被害或いは3回以上の浸水被害が発生しており、かつ浸水指数（浸水戸数、浸水回数及び浸水時間を乗じた数値）が10,000以上の区域を排水する計画である。

(ロ) 主たる公共施設の有無

病院、鉄道駅等当該市町村の主たる公共施設を計画区域内に含む。

(5) 水質の改善の必要性

(イ) 水質汚濁に係る環境基準の達成状況

環境基本法第16条に基づき設定された公共用水域の水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準）が未達成である。

(ロ) 計画区域が属する流域の閉鎖性

計画区域が、水質汚濁防止法第3条に定める排水基準に関し窒素含有量又は燐含有量が定められた閉鎖性水域に係る流域内である。

(ハ) 処理水を放流する公共用水域における水道取水の有無

放流渠の下流で、低水流量相当時の流速が0.3m/s以上の場合は、概ね20kmまでの範囲、低水流量相当時の流速が0.3m/s以下の場合は、概ね15kmまでの範囲において、水道法第3条に定める水道事業、簡易水道事業又は水道用水供給事業が水利権を有し、現に水道原水を取水している。（渇水時等に臨時に取水されるものを除く）

(6) 汚泥の有効利用

(イ) 汚泥の再利用計画有

汚泥の再利用に関する計画を有している。

(7) 下水道管理の高度化

- (イ) 管理用光ファイバーの敷設計画有
下水道管理の高度化を目的とした光ファイバー敷設計画を有している。

3 一般指標

事業採択箇所の選定に当たり、考慮すべき指標。

(1) 新技術の導入

(イ) 新技術の導入

新技術導入により効率的な事業実施に努めた計画である。

(2) 他事業との共同、連携

(イ) 汚水に関する連携施策

都道府県構想の策定を受け、汚水処理施設連携整備事業等の他省庁所管事業と連携する施策を活用することにより、効率的・効果的な事業実施を図る計画である。

(ロ) 雨水に関する連携施策

河川法第16条の2に定める河川整備計画と整合しているとともに、流域内の貯留・浸透施設計画等の関連計画と調整を了している。又は総合的な都市雨水対策計画が策定されており、その中で当該事業が位置づけられている。

(ハ) 汚泥に関する連携施策

特定下水道施設共同整備事業（スクラム）、汚水処理施設共同整備事業（MICS）等の汚泥処理に関する連携施策を活用することにより、効率的・効果的な事業実施を図る計画である。

(3) 地域活性化

(イ) 地域振興への支援

以下のいずれかの地域振興計画の計画区域内に係る事業である。

- ① 沖縄振興開発特別措置法第3条に定める「振興開発計画」
- ② 水源地域対策特別措置法第4条に定める「水源地域整備計画」
- ③ 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律第6条に定める「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」
- ④ 離島振興法第3条に定める「離島振興計画」
- ⑤ 奄美群島振興開発特別措置法第2条に定める「振興開発計画」
- ⑥ 過疎地域自立促進特別措置法第6条で定める「過疎地域自立促進市町村計画」
- ⑦ 豪雪地帯対策特別措置法第3条に定める「基本計画」
- ⑧ 半島振興法第3条に定める「半島振興計画」
- ⑨ 総合保養地域整備法第5条により同意された基本構想に定められた「特定地域」

(ロ) 国家的イベント、プロジェクトへの支援

以下の①～④のいずれかの計画の計画区域内に係る事業又は⑤に該当する事業である。

- ① 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第2条に定める「空港周辺地域整備計画」
 - ② 筑波研究学園都市建設法第2条に定める「研究学園地区建設計画」
 - ③ 関西文化学術研究都市建設促進法第5条に定める「建設計画」
 - ④ 大阪湾臨海地域開発整備法第7条に定める「整備計画」
 - ⑤ 国家的イベント開催に必要な事業
- (ハ) 都市整備，居住環境形成，産業振興への支援

以下の①～⑦のいずれかの計画の計画区域内に係る事業又は⑧～⑩のいずれかに該当する事業である。

- ① 首都圏整備法第2条に定める「首都圏整備計画」
- ② 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第2条に定める「近郊整備地帯整備計画」及び「都市開発区域整備計画」
- ③ 近畿圏整備法第2条に定める「近畿圏整備計画」
- ④ 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第3条に定める「近郊整備区域建設計画」
- ⑤ 中部圏開発整備法第2条に定める「中部圏開発整備計画」
- ⑥ 中部圏の都市整備区域，都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律第3条に定める「都市整備区域建設計画」
- ⑦ 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第6条に定める「基本計画」
- ⑧ 観光汚水量の割合が高い
計画汚水量に占める観光汚水量の割合が50%以上である。

⑨住宅宅地開発計画等との関連有

公的機関（第三セクターを含む。）による住宅宅地開発計画又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条に定める「供給計画」に位置づけられており，5年以内を目途に完工させる住宅宅地開発計画に関連した事業である。

⑩新市街地開発事業との関連有

新市街地開発事業（土地区画整理事業，新住宅市街地開発事業，工業団地造成事業又は一般宅地造成事業等）と関連した事業である。

(4) 水循環の健全化

(イ) 河川維持流量の確保

処理水を放流する公共用水域が河川であって，処理水量が当該地点における河川の低水流量の10%以上になる計画である。

(ロ) 健全な水循環の再生

処理水や雨水の再利用のための施設や雨水貯留・浸透施設等健全な水循環を再生する施設を計画している。

第3 流域下水道（下水道法第2条4号）

流域下水道事業に係る客観的評価手法は以下の通りとする。

1 採択の前提となる指標

新規に事業採択を行うために満足することが必須の指標は以下の通り。当該指標のいずれも満足しない事業については新規事業採択を行わない。

(1) 流域下水道事業の経済性

(イ) 流域下水道事業の経済性

流域下水道で事業を行った方が、個々に単独公共下水道事業で実施する場合に比較し経済的である。

(2) 他の汚水処理施設との役割分担

(イ) 他の汚水処理施設との調整状況

都道府県構想に基づき他の汚水処理施設との調整を了している。

(3) 費用効果分析において効用有

(イ) 費用効果分析結果

費用効果分析マニュアル（案）に基づき評価した結果が1を上回っている。

2 優先採択指標

優先度の高い事業採択箇所を判定するための指標。複数の該当指標があれば優先的に新規に事業採択する。

(1) 効果の早期発現

(イ) 迅速な供用開始の可否等

以下の要件を全て満たしている。

- ・地方議会から事業実施に対する理解を得ていること。
- ・処理場及びポンプ場用地の取得について十分な見通しをもっていること。
- ・事業着手から5～7年以内に一部の区域において供用開始が見込まれること。
- ・地元住民に対する事前説明が十分になされており、供用開始後順調に接続が進む十分な見通しをもっていること。

(2) 費用効果分析において効用有

(イ) 費用効果分析結果

費用効果分析マニュアル（案）に基づき評価した結果が2を上回っている。

(3) 水質の改善の必要性

- (イ) 水質汚濁に係る環境基準の達成状況
環境基本法第 16 条に基づき設定された公共用水域の水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準）が未達成である。
- (ロ) 計画区域が属する流域の閉鎖性
計画区域が、水質汚濁防止法第 3 条に定める排水基準に関し窒素含有量又は磷含有量が定められた閉鎖性水域に係る流域内である。
- (ハ) 処理水を放流する公共用水域における水道取水の有無
放流渠の下流で、低水流量相当時の流速が 0.3m/s 以上の場合は、概ね 20km までの範囲、低水流量相当時の流速が 0.3m/s 以下の場合は、概ね 15km までの範囲において、水道法第 3 条に定める水道事業、簡易水道事業又は水道用水供給事業が水利権を有し、現に水道原水を取水している。（渇水時等に臨時に取水されるものを除く）
- (4) 汚泥の有効利用
 - (イ) 汚泥の再利用計画有
汚泥の再利用に関する計画を有している。
- (5) 下水道管理の高度化
 - (イ) 管理用光ファイバーの敷設計画有
下水道管理の高度化を目的とした光ファイバー敷設計画を有している。

3 一般指標

事業採択箇所の選定に当たり、考慮すべき指標。

- (1) 新技術の導入
 - (イ) 新技術の導入
新技術導入により効率的な事業実施に努めた計画である。
- (2) 地域活性化
 - (イ) 地域振興への支援
以下のいずれかの地域振興計画の計画区域内に係る事業である。
 - ① 沖縄振興開発特別措置法第 3 条に定める「振興開発計画」
 - ② 水源地域対策特別措置法第 4 条に定める「水源地域整備計画」
 - ③ 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律第 6 条に定める「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」
 - ④ 離島振興法第 3 条に定める「離島振興計画」
 - ⑤ 奄美群島振興開発特別措置法第 2 条に定める「振興開発計画」
 - ⑥ 過疎地域自立促進特別措置法第 6 条で定める「過疎地域自立促進市町村計画」
 - ⑦ 豪雪地帯対策特別措置法第 3 条に定める「基本計画」
 - ⑧ 半島振興法第 3 条に定める「半島振興計画」

- ⑨ 総合保養地域整備法第5条により同意された基本構想に定められた「特定地域」
- (ロ) 国家的イベント、プロジェクトへの支援
 - 以下の①～④のいずれかの計画の計画区域内に係る事業又は⑤に該当する事業である。
 - ① 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第2条に定める「空港周辺地域整備計画」
 - ② 筑波研究学園都市建設法第2条に定める「研究学園地区建設計画」
 - ③ 関西文化学術研究都市建設促進法第5条に定める「建設計画」
 - ④ 大阪湾臨海地域開発整備法第7条に定める「整備計画」
 - ⑤ 国家的イベント開催に必要な事業
 - (ハ) 都市整備、居住環境形成、産業振興への支援
 - 以下の①～⑦のいずれかの計画の計画区域内に係る事業又は⑧～⑩のいずれかに該当する事業である。
 - ① 首都圏整備法第2条に定める「首都圏整備計画」
 - ② 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第2条に定める「近郊整備地帯整備計画」及び「都市開発区域整備計画」
 - ③ 近畿圏整備法第2条に定める「近畿圏整備計画」
 - ④ 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第3条に定める「近郊整備区域建設計画」
 - ⑤ 中部圏開発整備法第2条に定める「中部圏開発整備計画」
 - ⑥ 中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律第3条に定める「都市整備区域建設計画」
 - ⑦ 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第6条に定める「基本計画」
 - ⑧ 観光汚水量の割合が高い
計画汚水量に占める観光汚水量の割合が50%以上である。
 - ⑨ 住宅宅地開発計画等との関連有
公的機関（第三セクターを含む。）による住宅宅地開発計画又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条に定める「供給計画」に位置づけられており、5年以内を目途に完工させる住宅宅地開発計画に関連した事業である。
 - ⑩ 新市街地開発事業との関連有
新市街地開発事業（土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業又は一般宅地造成事業等）と関連した事業である。
- (4) 水循環の健全化
 - (イ) 河川維持流量の確保

処理水を放流する公共用水域が河川であって、処理水量が当該地点における河川の低水流量の10%以上になる計画である。

(ロ) 健全な水循環の再生

処理水や雨水の再利用のための施設や雨水貯留・浸透施設等健全な水循環を再生する施設を計画している。

第4 都市下水路（下水道法第2条5号）

都市下水路に係る客観評価手法は以下の通りとする。

1 採択の前提となる指標

新規に事業採択を行うために満足することが必須の指標は以下の通り。当該指標を満足しない事業については新規事業採択を行わない。

(1) 費用効果分析において効用有

(イ) 費用効果分析結果

費用効果分析マニュアル（案）に基づき評価した結果が1を上回っている。

2 優先採択指標

優先度の高い事業採択箇所を判定するための指標。複数の該当指標があれば優先的に新規に事業採択する。

(1) 効果の早期実現

(イ) 迅速な供用開始の可否

以下の要件を全て満たしている。

- ・地方議会から事業実施に対する理解を得ていること。
- ・ポンプ場用地の取得について十分な見通しをもっていること。
- ・新規に事業採択後、3年以内に供用開始が見込まれること。

(2) 費用効果分析において効用有

(イ) 費用効果分析結果

費用効果分析マニュアル（案）に基づき評価した結果が2を上回っている。

(3) 浸水の防除

(イ) 近年における床上浸水被害の有無

計画区域内において、過去10年間に床上浸水被害或いは3回以上の浸水被害が発生しており、かつ浸水指数（浸水戸数、浸水回数及び浸水時間を乗じた数値）が10,000以上の区域を排水する計画である。

(ロ) 主たる公共施設の有無

病院、鉄道駅等当該市町村の主たる公共施設を計画区域内に含む。

(4) 下水道管理の高度化

(イ) 管理用光ファイバーの敷設計画有

下水道管理の高度化を目的とした光ファイバー敷設計画を有している。

3 一般指標

事業採択箇所の選定に当たり、考慮すべき指標。

(1) 新技術の導入

(イ) 新技術の導入

新技術導入より効率的な事業実施に努めた計画である。

(2) 他事業との共同、連携

(イ) 雨水に関する連携施策

河川法第16条の2に定める河川整備計画と整合しているとともに、流域内の貯留・浸透施設計画等の関連計画と調整を了している。又は総合的な都市雨水対策計画が策定されており、その中で当該事業が位置づけられている。

(3) 地域活性化

(イ) 地域振興への支援

以下のいずれかの地域振興計画の計画区域内に係る事業である。

- ① 沖縄振興開発特別措置法第3条に定める「振興開発計画」
- ② 水源地域対策特別措置法第4条に定める「水源地域整備計画」
- ③ 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律第6条に定める「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」
- ④ 離島振興法第3条に定める「離島振興計画」
- ⑤ 奄美群島振興開発特別措置法第2条に定める「振興開発計画」
- ⑥ 過疎地域自立促進特別措置法第6条で定める「過疎地域自立促進市町村計画」
- ⑦ 豪雪地帯対策特別措置法第3条に定める「基本計画」
- ⑧ 半島振興法第3条に定める「半島振興計画」
- ⑨ 総合保養地域整備法第5条により同意された基本構想に定められた「特定地域」

(ロ) 国家的イベント、プロジェクトへの支援

以下のいずれかの計画の計画区域内に係る事業である。

- ① 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第2条に定める「空港周辺地域整備計画」
- ② 筑波研究学園都市建設法第2条に定める「研究学園地区建設計画」
- ③ 関西文化学術研究都市建設促進法第5条に定める「建設計画」
- ④ 大阪湾臨海地域開発整備法第7条に定める「整備計画」
- ⑤ 国家的イベント開催に必要な事業

(ハ) 都市整備，居住環境形成，産業振興への支援

以下の①～⑦のいずれかの計画の計画区域内に係る事業又は⑧⑨のいずれかに該当する事業である。

- ① 首都圏整備法第2条に定める「首都圏整備計画」
- ② 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第2条に定める「近郊整備地帯整備計画」及び「都市開発区域整備計画」
- ③ 近畿圏整備法第2条に定める「近畿圏整備計画」
- ④ 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第3条に定める「近郊整備区域建設計画」
- ⑤ 中部圏開発整備法第2条に定める「中部圏開発整備計画」
- ⑥ 中部圏の都市整備区域，都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律第3条に定める「都市整備区域建設計画」
- ⑦ 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第6条に定める「基本計画」
- ⑧ 住宅宅地開発計画等との関連有
公的機関（第三セクターを含む。）による住宅宅地開発計画又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条に定める「供給計画」に位置づけられており，5年以内を目途に完工させる住宅宅地開発計画に関連した事業である。
- ⑨ 新市街地開発事業との関連有
新市街地開発事業（土地区画整理事業，新住宅市街地開発事業，工業団地造成事業又は一般宅地造成事業等）と関連した事業である。

(4) 水循環の健全化

(イ) 健全な水循環の再生

理水や雨水の再利用のための施設や雨水貯留・浸透施設等健全な水循環を再生する施設を計画している。

第5 費用効果分析

1 評価方法

評価指標のひとつである費用対効果分析結果については，費用効果分析マニュアル（案）に基づき評価する。評価した結果（B/C）は，本評価手法の第2，第3及び第4中の指標として用いるだけでなく，大きいほど効率的な事業計画であることを考慮し，新規採択時評価の参考にする。

2 事業単位の取り方

原則として，「下水道事業の新規事業採択時評価実施要領細目」第3の1によるもの

とする。

但し、流域関連の公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業については、流域下水道事業と一体的に評価を行うこととし、関連事業単独で費用効果分析を再度行う必要はないものとする。

第6 留意事項

今後、人口減少傾向に入ることが見込まれていることも踏まえ、計画処理人口の設定にあたっては最新の将来人口推計等を用いることとする。

第7 施行期日

- 1 本評価手法は、平成19年11月22日より施行する。
- 2 平成13年8月22日に策定された下水道事業の新規事業採択時評価に当たっての客観的評価手法は廃止する。

別添参考資料

参考

- ・新規要求箇所調書（公共，特公，特環）；別添1
- ・新規要求箇所調書（流域）；別添2
- ・新規要求箇所調書（都下）；別添3

新規要求箇所調書(公共、特公、特環)

事業名:(公共、特公、特環(タイプも記載)の別を記載)

市町村名: _____

指標	記載項目	内容等	判定
○前提指標			
(1)他の汚水処理施設との役割分担			
(イ)他の汚水処理施設との調整状況	都道府県構想での当該事業の位置づけ 実施に当たっての、農業集落排水、浄化槽等他の汚水処理施設整備事業との調整方法 調整時期		
(2)費用効果分析において効用有			
(イ)費用効果分析結果	費用効果分析の評価方法 評価結果(費用、便益(単位:百万円)、B/C)		
○優先採択指標			
(1)効果の早期発現			
(イ)流域下水道の関連事業	流域関連事業の場合、流域下水道名 流域下水道の採択年度		
(ロ)迅速な供用開始の可否	議会(委員会を含む)への説明状況(対象、事項、時期) 処理場及びポンプ場の用地取得のための説明等の状況及び見通し 採択から一部供用までの期間 供用開始後における接続の見通し		
(2)費用効果分析において効用有			
(イ)費用効果分析結果	評価結果(費用、便益(単位:百万円)、B/C)		
(3)汚水処理施設の普及格差の是正			
(イ)汚水処理人口普及率	平成〇〇年度末(直近)の市町村の汚水処理人口普及率		
(4)浸水の防除			
(イ)近年における床上浸水被害の有無(雨水排水計画を有する事業のみ)	雨水計画がある場合、処理区域内の過去10年間の浸水被害(床上、床下の別も明記) 浸水指数		
(ロ)主たる公共施設の有無	計画区域内の主たる公共施設名		
(5)水質の改善の必要性			
(イ)水質汚濁に係る環境基準の達成状況	処理区域内の環境基準類型 同基準点における直近5箇年の現況水質(BOD、COD、TN、TP) 放流先の水域内の環境基準類型 同基準点における直近5箇年の現況水質(BOD、COD、TN、TP)		
(ロ)計画区域が属する流域の閉鎖性	計画区域が閉鎖性水域にかかる流域内である場合、その閉鎖性水域名		
(ハ)処理水を放流する公共用水域における水道取水の有無	放流先下流で水道原水を常に取水している場合、その水道事業名 放流渠から取水施設までの距離 放流渠下流の低水流量時の流速		
(6)汚泥の有効利用			
(イ)汚泥の再利用計画有	汚泥の計画再利用量、再利用形態		
(7)下水道管理の高度化			
(イ)管理用光ファイバーの敷設計画有	光ファイバーの計画総延長、用途		

指標	記載項目	内容等	判定
○一般指標			
(1)新技術の導入			
(イ)新技術の導入	事業効率化のために導入予定の新技術		
(2)他事業との共同、連携			
(イ)汚水に関する連携施策	他省庁所管事業と連携している場合、その施策名、推進主体 他省庁所管事業の概要(事業名、実施時期、事業費、国庫補助の有無等)		
(ロ)雨水に関する連携施策	当該事業に直接関連する河川整備計画が策定されている場合、計画名 計画上の位置づけ及び関連の記述		
	当該地域において貯留・浸透施設計画等が策定されている場合、計画名 計画上の位置づけ及び関連の記述		
	総合都市雨水対策計画が策定されている場合、計画名 計画上の位置づけ及び関連の記述		
(ハ)汚泥に関する連携施策	スクラムを計画している場合、その対象施設		
	MICSを計画している場合、その対象施設		
	その他の事業と連携することにより効率的・効果的な事業実施を図る計画の場合、その概要		
(3)地域活性化			
(イ)地域振興への支援	当該事業が別表1にある計画区域内に係る事業である場合、その計画名 計画上の当該事業の位置づけ及び関連の記述		
(ロ)国家的イベント、プロジェクトへの支援	(①～④関連)当該事業が別表2にある計画区域内に係る事業である場合、その計画名 計画上の当該事業の位置づけ及び関連の記述		
	(⑤関連)イベントと関連している場合、イベント名 イベントの開催予定時期及び下水道供用予定時期 イベントと当該事業の関連性		
(ハ)都市整備、居住環境形成、産業振興への支援	(①～⑦関連)当該事業が別表3にある計画区域内に係る事業である場合、その計画名 計画上の当該事業の位置づけ及び関連の記述		
	(⑧関連)計画区域内の主な観光施設名 計画汚水量(全体) 観光汚水量及び観光汚水率		
	(⑨関連)公的機関による住宅宅地開発計画に位置づけられている場合、その概要(名称、規模、完工時期等) 特定優良賃貸住宅促進法の供給計画に位置づけられている場合、その概要(名称、規模、完工時期等)		
	(⑩関連)計画区域内に区画整理事業等の新市街地開発を含む場合、その概要(名称、規模等) 新市街地開発時期及び下水道の供用予定時期		
(4)水循環の健全化			
(イ)河川維持流量の確保	放流先が河川の場合、放流先での処理水の河川低水流量 放流量及び低水流量に占める割合		
	(ロ)健全な水循環の再生	処理水や雨水の再利用のための施設や雨水貯留・浸透施設等健全な水循環の再生に配慮した点	

別表1

① 沖縄振興開発特別措置法第3条に定める「振興開発計画」
② 水源地域対策特別措置法第4条に定める「水源地域整備計画」
③ 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律第6条に定める「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」
④ 離島振興法第3条に定める「離島振興計画」
⑤ 奄美群島振興開発特別措置法第2条に定める「振興開発計画」
⑥ 過疎地域自立促進特別措置法第6条で定める「過疎地域自立促進市町村計画」
⑦ 豪雪地帯対策特別措置法第3条に定める「基本計画」
⑧ 半島振興法第3条に定める「半島振興計画」
⑨ 総合保養地域整備法第5条により同意された基本構想に定められた「特定地域」

別表2

① 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第2条に定める「空港周辺地域整備計画」
② 筑波研究学園都市建設法第2条に定める「研究学園地区建設計画」
③ 関西文化学術研究都市建設促進法第5条に定める「建設計画」
④ 大阪湾臨海地域開発整備法第7条に定める「整備計画」

別表3

① 首都圏整備法第2条に定める「首都圏整備計画」
② 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第2条に定める「近郊整備地帯整備計画」及び「都市開発区域整備計画」
③ 近畿圏整備法第2条に定める「近畿圏整備計画」
④ 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第3条に定める「近郊整備区域建設計画」
⑤ 中部圏開発整備法第2条に定める「中部圏開発整備計画」
⑥ 中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律第3条に定める「都市整備区域建設計画」
⑦ 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第6条に定める「基本計画」

新規要求箇所調書(流域)

事業名: ○○流域下水道

指標	記載項目	内容等	判定
○前提指標			
(1)流域下水道事業の経済性			
(イ)流域下水道事業の経済性	建設費・維持管理費及び用地費を合わせた総コスト(期間:整備完了後50年間) 個別に公共下水道で行った場合の総コスト/流域下水道で行った場合の総コスト		
(2)他の污水处理施設との役割分担			
(イ)他の污水处理施設との調整状況	都道府県構想での当該事業の位置づけ 実施に当たっての、農業集落排水、浄化槽等他の污水处理施設整備事業との調整方法 調整時期		
(3)費用効果分析において効用有			
(イ)費用効果分析結果	費用効果分析の評価方法 評価結果(費用,便益(単位:百万円)、B/C)		
○優先採択指標			
(1)効果の早期発現			
(イ)迅速な供用開始の可否	議会(委員会を含む)への説明状況(対象、事項、時期) 処理場及びポンプ場の用地取得のための説明等の状況及び見通し 採択から一部供用までの期間 供用開始後における接続の見通し		
(2)費用効果分析において効用有			
(イ)費用効果分析結果	評価結果(費用,便益(単位:百万円)、B/C)		
(3)水質の改善の必要性			
(イ)水質汚濁に係る環境基準の達成状況	処理区域内の環境基準類型 同基準点における直近5箇年の現況水質(BOD、COD、TN、TP) 放流先の水域内の環境基準類型 同基準点における直近5箇年の現況水質(BOD、COD、TN、TP)		
(ロ)計画区域が属する流域の閉鎖性	計画区域が閉鎖性水域にかかる流域内である場合、その閉鎖性水域名		
(ハ)処理水を放流する公共用水域における水道取水の有無	放流先下流で水道原水を常に取水している場合、その水道事業名 放流渠から取水施設までの距離 放流渠下流の低水流量時の流速		
(4)汚泥の有効利用			
(イ)汚泥の再利用計画有	汚泥の計画再利用量、再利用形態		
(5)下水道管理の高度化			
(イ)管理用光ファイバーの敷設計画有	光ファイバーの計画総延長、用途		

指標	記載項目	内容等	判定
○一般指標			
(1)新技術の導入			
(イ)新技術の導入	事業効率化のために導入予定の新技術		
(2)地域活性化			
(イ)地域振興への支援	当該事業が別表1にある計画区域内に係る事業である場合、その計画名 計画上の当該事業の位置づけ及び関連の記述		
(ロ)国家的イベント、プロジェクトへの支援	(①～④関連)当該事業が別表2にある計画区域内に係る事業である場合、その計画名 計画上の当該事業の位置づけ及び関連の記述		
	(⑤関連)イベントと関連している場合、イベント名 イベントの開催予定時期及び下水道供用予定時期 イベントと当該事業の関連性		
	(ハ)都市整備、居住環境形成、産業振興への支援	(①～⑦関連)当該事業が別表3にある計画区域内に係る事業である場合、その計画名 計画上の当該事業の位置づけ及び関連の記述 (⑧関連)計画区域内の主な観光施設名 計画汚水量(全体) 観光汚水量及び観光汚水率 (⑨関連)公的機関による住宅宅地開発計画に位置づけられている場合、その概要(名称、規模、完工時期等) 特定優良賃貸住宅促進法の供給計画に位置づけられている場合、その概要(名称、規模、完工時期等) (⑩関連)計画区域内に区画整理事業等の新市街地開発を含む場合、その概要(名称、規模等) 新市街地開発時期及び下水道の供用予定時期	
(3)水循環の健全化			
(イ)河川維持流量の確保	放流先が河川の場合、放流先での処理水の河川低水流量 放流量及び低水流量に占める割合		
	(ロ)健全な水循環の再生	処理水や雨水の再利用のための施設や雨水貯留・浸透施設等健全な水循環の再生に配慮した点	

別表1

① 沖縄振興開発特別措置法第3条に定める「振興開発計画」
② 水源地域対策特別措置法第4条に定める「水源地域整備計画」
③ 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律第6条に定める「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」
④ 離島振興法第3条に定める「離島振興計画」
⑤ 奄美群島振興開発特別措置法第2条に定める「振興開発計画」
⑥ 過疎地域自立促進特別措置法第6条で定める「過疎地域自立促進市町村計画」
⑦ 豪雪地帯対策特別措置法第3条に定める「基本計画」
⑧ 半島振興法第3条に定める「半島振興計画」
⑨ 総合保養地域整備法第5条により同意された基本構想に定められた「特定地域」

別表2

① 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第2条に定める「空港周辺地域整備計画」
② 筑波研究学園都市建設法第2条に定める「研究学園地区建設計画」
③ 関西文化学術研究都市建設促進法第5条に定める「建設計画」
④ 大阪湾臨海地域開発整備法第7条に定める「整備計画」

別表3

① 首都圏整備法第2条に定める「首都圏整備計画」
② 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第2条に定める「近郊整備地帯整備計画」及び「都市開発区域整備計画」
③ 近畿圏整備法第2条に定める「近畿圏整備計画」
④ 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第3条に定める「近郊整備区域建設計画」
⑤ 中部圏開発整備法第2条に定める「中部圏開発整備計画」
⑥ 中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律第3条に定める「都市整備区域建設計画」
⑦ 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第6条に定める「基本計画」

新規要求箇所調書(都下)

箇所名: _____

市町村名: _____

指標	記載項目	内容等	判定
○前提指標			
(1)費用効果分析において効用有			
(イ)費用効果分析結果	費用効果分析の評価方法		
	評価結果(費用,便益(単位:百万円)、B/C)		
○優先採択指標			
(1)効果の早期発現			
(ロ)迅速な供用開始の可否	議会(委員会を含む)への説明状況(対象、事項、時期)		
	ポンプ場の用地取得のための説明等の状況及び見通し		
	採択から一部供用までの期間		
(2)費用効果分析において効用有			
(イ)費用効果分析結果	評価結果(費用,便益(単位:百万円)、B/C)		
(3)浸水の防除			
(イ)近年における床上浸水被害の有無(雨水排水計画を有する事業のみ)	雨水計画がある場合、処理区域内の過去10年間の浸水被害(床上、床下の別も明記)		
	浸水指数		
(ロ)主たる公共施設の有無	計画区域内の主たる公共施設名		
(4)下水道管理の高度化			
(イ)管理用光ファイバーの敷設計画有	光ファイバーの計画総延長、用途		

指標	記載項目	内容等	判定
○一般指標			
(1)新技術の導入			
(イ)新技術の導入	事業効率化のために導入予定の新技術		
(2)他事業との共同、連携			
(イ)雨水に関する連携施策	当該事業に直接関連する河川整備計画が策定されている場合、計画名		
	計画上の位置づけ及び関連の記述		
	当該地域において貯留・浸透施設計画等が策定されている場合、計画名		
	計画上の位置づけ及び関連の記述		
	総合都市雨水対策計画が策定されている場合、計画名		
	計画上の位置づけ及び関連の記述		
(3)地域活性化			
(イ)地域振興への支援	当該事業が別表1にある計画区域内に係る事業である場合、その計画名		
	計画上の当該事業の位置づけ及び関連の記述		
(ロ)国家的イベント、プロジェクトへの支援	(①～④関連)当該事業が別表2にある計画区域内に係る事業である場合、その計画名		
	計画上の当該事業の位置づけ及び関連の記述		
	(⑤関連)イベントと関連している場合、イベント名		
	イベントの開催予定時期及び下水道供用予定時期		
	イベントと当該事業の関連性		
(ハ)都市整備、居住環境形成、産業振興への支援	(①～⑦関連)当該事業が別表3にある計画区域内に係る事業である場合、その計画名		
	計画上の当該事業の位置づけ及び関連の記述		
	(⑧関連)公的機関による住宅宅地開発計画に位置づけられている場合、その概要(名称、規模、完工時期等)		
	特定優良賃貸住宅促進法の供給計画に位置づけられている場合、その概要(名称、規模、完工時期等)		
	(⑨関連)計画区域内に区画整理事業等の新市街地開発を含む場合、その概要(名称、規模等)		
	新市街地開発時期及び下水道の供用予定時期		
(4)水循環の健全化			
(イ)健全な水循環の再生	処理水や雨水の再利用のための施設や雨水貯留・浸透施設等健全な水循環の再生に配慮した点		

別表1

① 沖縄振興開発特別措置法第3条に定める「振興開発計画」
② 水源地域対策特別措置法第4条に定める「水源地域整備計画」
③ 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律第6条に定める「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」
④ 離島振興法第3条に定める「離島振興計画」
⑤ 奄美群島振興開発特別措置法第2条に定める「振興開発計画」
⑥ 過疎地域自立促進特別措置法第6条で定める「過疎地域自立促進市町村計画」
⑦ 豪雪地帯対策特別措置法第3条に定める「基本計画」
⑧ 半島振興法第3条に定める「半島振興計画」
⑨ 総合保養地域整備法第5条により同意された基本構想に定められた「特定地域」

別表2

① 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第2条に定める「空港周辺地域整備計画」
② 筑波研究学園都市建設法第2条に定める「研究学園地区建設計画」
③ 関西文化学術研究都市建設促進法第5条に定める「建設計画」
④ 大阪湾臨海地域開発整備法第7条に定める「整備計画」

別表3

① 首都圏整備法第2条に定める「首都圏整備計画」
② 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第2条に定める「近郊整備地帯整備計画」及び「都市開発区域整備計画」
③ 近畿圏整備法第2条に定める「近畿圏整備計画」
④ 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第3条に定める「近郊整備区域建設計画」
⑤ 中部圏開発整備法第2条に定める「中部圏開発整備計画」
⑥ 中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律第3条に定める「都市整備区域建設計画」
⑦ 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第6条に定める「基本計画」